

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (和泉川原集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・過去の基盤整備時点である程度集約が進んでいるため、耕作者ごとに農地がまとまっている。しかし、集落にある幸橋が古いかつ道幅も狭いため、川向こうに水田を所有している農業者は移動に時間がかかる。

・農業法人などの入り作者は無し、集落内の農業者のみで地域の農地を守っている。

・水路の末端の地区であるため、水が少なくなることはあるが水不足としてすぐに対策するような状況ではない。

・人足について、地域内の高齢化が進んではいるが、集落内の住民同士が協力して実施できている。

・後継者がいない農業者が多く、息子や孫がいても今の経営状況では継承出来ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畑については所有者管理とし、水田については現在の耕作者で水稻による営農を継続する。

・人足は高齢により参加者が減少していくと考えられるため、シルバー人材センターなどへの委託も検討する。

・後継者がいないことなどを理由にやむを得ず離農する場合は、他地区の大規模農家に集積するのではなく、地区内の担い手へ集積し、将来も地区内で完結できるよう目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、農地の集約、団地化を進めながら小区画田を大区画田にするため、できるだけ負担金が少なく済むように補助事業を活用しながら土地改良事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の法人を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、将来的に地域内の担い手が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。